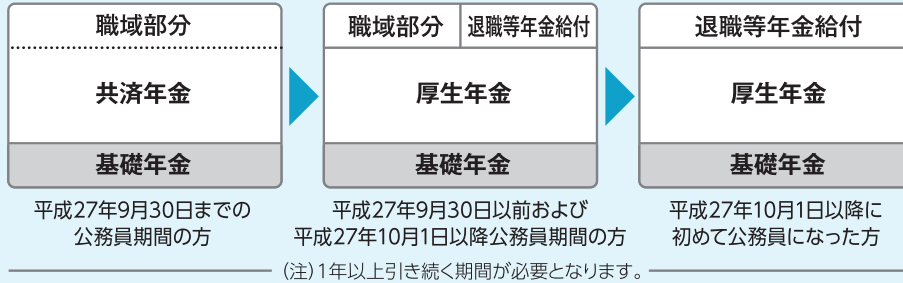




退職等年金給付とは?

平成27年10月から共済年金と厚生年金が一元化され、共済年金も厚生年金として支給されています。この制度改革により、共済年金の上乗せ部分である職域部分については廃止されましたが、新たに導入されたのが「退職等年金給付」です。「退職等年金給付」は民間の企業年金に相当するものとして導入され、公務員版の企業年金といえます。



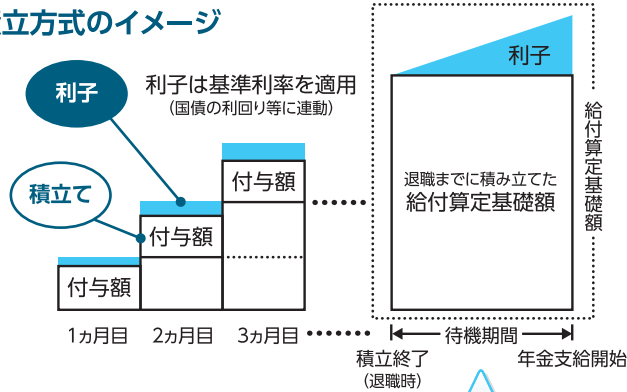
POINT

職域部分については、経過措置が設けられており、平成27年9月以前の組合員期間は「経過的職域加算額」として支給されます。

退職等年金給付の仕組み

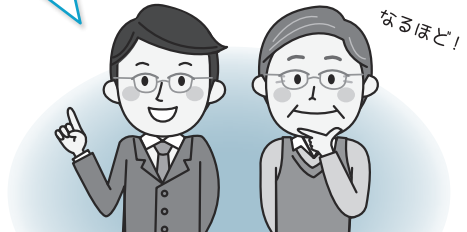
退職等年金給付は、組合員などから徴収した保険料を積立てていく積立方式で、給付設計はキャッシュバランス方式※のため、現役世代の減少による影響を受けません。なお、毎年度の決算時に財政検証を行い、少なくとも5年ごとに財政再計算を実施します。

積立方式のイメージ



※キャッシュバランス方式って何?

国債利回りや予想死亡率に連動させることにより給付水準を決める方式です。これにより、確定給付型年金で問題となった積立不足発生、掛金を追加拠出するリスクを抑制します。



「付与額」と「利子」を累積した「給付算定基礎額」が年金の原資となります。

退職等年金給付のイメージ

請求時

- 有期年金(20年・10年・一時金から選択)
- 終身年金(亡くなるまで)

途中で亡くなった場合、残余金は遺族に支払われます

退職等年金給付の種類

 退職等年金給付には、次の3つの給付があります。

- 退職年金** 次の全てを満たしている場合に支給
 - ①平成27年10月に引き続く期間または平成27年10月以降に1年以上引き続く組合員期間があること
 - ②65歳以上であること
 - ③退職していること
- 公務障害年金** 公務による病気またはケガにより障害等級1級から3級に該当する程度の障害になったときに支給
- 公務遺族年金** 公務による病気またはケガにより死亡したときに支給

本年10月から

年金払い退職給付(退職等年金給付)に係る**基準利率**および**終身年金現価率**ならびに**有期年金現価率**が変わります。

トップページの「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。これらの率についての関連情報等を掲載しておりますので、ぜひ、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/>

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会